

## エネトピアでんきサービス 重要事項・キャンペーンのご案内

－ 2026年9月1日 －

- ・本説明書は電気事業法および経済産業省令にもとづき交付するものです。
- ・電気事業法第2条の13にもとづき、電気サービスの利用に関する供給条件の説明および書面の交付が、電子メールの送信またはインターネット等を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。
- ・必ずご契約前にお読みください。  
※本ご案内の記載情報は、2026年9月1日現在の情報です。
- ・サービス詳細および最新のご案内については【ホームページ <http://www.enetopia.jp>】をご覧ください。  
※本書に記載されている料金については、特に記載のある場合を除きすべて税込金額を記載しております。

# 供給条件説明書

## 「電気サービス」全般について

本書では、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)がお客さまに電気を販売する際の重要事項を説明いたします。詳しくは電気サービス約款(以下、「電気需給約款」という)、電気料金プラン約款(以下、「プラン約款」という)をご確認ください。

## 1. お申込方法

両社所定の様式によって、以下のいずれかの方法により、申込みを受け付けます。

- (1)店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取交わりにより受け付ける方法
- (2)提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法

## 2. 使用開始の予定年月日

- (1)両社は、お客さまとの需給契約が成立したときには、供給開始に必要な手続きを経たのち、供給開始日より電気を供給します。この場合の供給開始日は、以下のとおりとし、需給契約成立後すみやかに書面にてお客さまに通知します。

○現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。

○引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも電気の供給に関する契約がない状態で電気の使用を開始し、のちに両社との需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日とします。

- (2)両社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に小売電気事業者から電気を供給できないことが明らかになった場合には、お客さまにその理由をお知らせし、あらためて協議のうえ、変更後の供給開始日に電気を供給いたします。

## 3. 電気料金

### (1)従量電灯Aは以下のとおりです。(月額)

|       |                                        |         |
|-------|----------------------------------------|---------|
| 最低料金  | 1契約につき最初の15キロワット時まで                    | 768円24銭 |
| 電力量料金 | 15キロワット時をこえ<br>120キロワット時までの1キロワット時につき  | 22円88銭  |
|       | 120キロワット時をこえ<br>300キロワット時までの1キロワット時につき | 27円94銭  |
|       | 300キロワット時をこえる1キロワット時につき                | 29円92銭  |
|       |                                        |         |

### (2)エネトピアグループ電気サービス契約IIは以下のとおりです。(月額)

|       |                                        |         |
|-------|----------------------------------------|---------|
| 最低料金  | 1契約につき最初の15キロワット時まで                    | 693円00銭 |
| 電力量料金 | 15キロワット時をこえ<br>120キロワット時までの1キロワット時につき  | 22円11銭  |
|       | 120キロワット時をこえ<br>300キロワット時までの1キロワット時につき | 22円88銭  |
|       | 300キロワット時をこえる1キロワット時につき                | 28円16銭  |
|       |                                        |         |
|       |                                        |         |

### (3)エネトピアグループ電気サービス契約IIIは以下のとおりです。(月額)

#### 電力量料金

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 24円75銭 |
|------------|--------|

#### 最低月額料金

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 2,530円00銭 |
|--------|-----------|

(4) エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳは以下のとおりです。(月額)

電力量料金

デイトタイム: デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

|            | 夏季料金   | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 42円68銭 | 41円58銭 |

ナイトタイム

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 18円81銭 |
|------------|--------|

ホリデータイム

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 18円81銭 |
|------------|--------|

最低月額料金

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 2,530円00銭 |
|--------|-----------|

デイトタイム: 平日の9時～21時

ナイトタイム: 平日の0時～9時、平日の21時～24時

ホリデータイム: 土曜日、日曜日、祝日、1/2～1/4、5/1、5/2、12/30、12/31の全日

夏季: 7/1～9/30

その他季: 10/1～翌年6/30

(5) エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴは以下のとおりです。(月額)

基本料金

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1契約につき最初の10キロワットまで | 1,870円00銭 |
| 上記をこえる1キロワットにつき    | 407円00銭   |

電力量料金

デイトタイム: デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

|            | 夏季料金   | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 32円45銭 | 31円46銭 |

ナイトタイム

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 14円85銭 |
|------------|--------|

ホリデータイム

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 14円85銭 |
|------------|--------|

デイトタイム: 平日の9時～21時

ナイトタイム: 平日の0時～9時、平日の21時～24時

ホリデータイム: 土曜日、日曜日、祝日、1/2～1/4、5/1、5/2、12/30、12/31の全日

夏季: 7/1～9/30

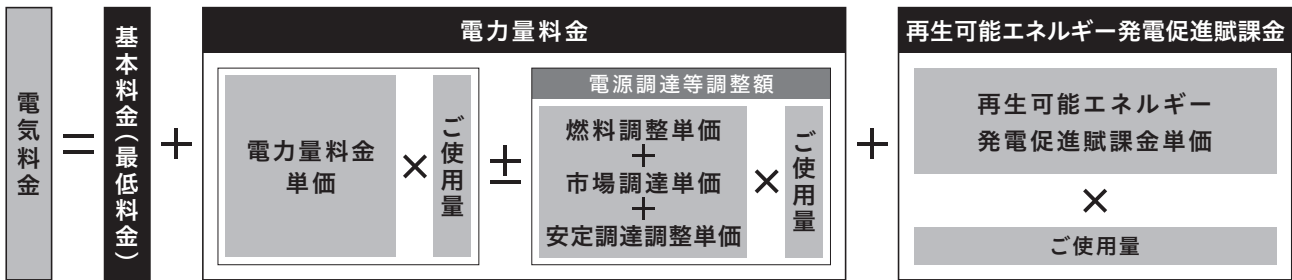
その他季: 10/1～翌年6/30

※料金には電源調達等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。(詳しくはプラン約款をご確認願います)

#### 4. 料金について

電気料金には毎月、電源調達等調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます

##### 電気料金のご請求イメージ



#### 5. 工事費等

スマートメーターや電流制限器等は一般送配電事業者等の所有とし、一般送配電事業者等の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。**ただし、小売電気事業者が電気を供給することに関連して工事費その他の費用（以下、「工事費等」という。）を一般送配電事業者等から請求を受け、両社にその負担を求められた場合、お客さまは当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を両社に支払うものとします。**

#### 6. その他ご負担いただく費用

以下の書面を発行する場合には、記載の発行手数料を申し受けます。

**(1) 口座振替領収証：165円／通（税込）**

**(2) 請求書・納品書：各220円／通（税込）**

**(3) 払込取扱票：330円／通（税込）**

#### 7. 供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。
- (2) 周波数は標準周波数60ヘルツといたします。

#### 8. 使用電力（量）の計測方法および料金調定の方法

- (1) 使用電力量は、計量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、原則として30分単位で、一般送配電事業者等が設置した計量計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は、使用電力量の値にもとづき、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。
- (3) 料金の支払義務は、両社が小売電気事業者から料金算定期間の全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。また、支払期限日は、原則として請求対象月の翌々月末といたします。ただし、支払期限日が休日の場合には、その直後の休日ではない日を支払期限日といたします。

#### 9. 料金その他の支払方法

お客さまは、料金を口座振替またはクレジットカード払いにより、毎月お支払いいただきます。ただし、口座振替およびクレジットカード払いによる支払い手続きが完了するまでの料金は、振込票によりお支払いいただきます。また、両社は、支払証明書は、発行しないものといたします。

#### 10. お客さま側の保安等に関するご協力

お客さまと両社との契約にもとづき小売電気事業者がお客さまへ電気を供給するために託送供給等約款にもとづき接続供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に以下のようなお客さまがお守りいただく事項等がございます。

##### (1) 需要場所への立入りによる業務の実施

両社または小売電気事業者が需給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者等が業務上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得て需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

##### (2) 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、一定の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合

には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

(3) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者等の電気工作物に故障等の障害が発生、またはお客さまの電気工作物の故障や火災などにより、一般送配電事業者等の電気工作物、供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、両社および一般送配電事業者等に通知するものとします。

## 11. 契約期間

**需給開始日から同日が属する年度の末日までといたします。**

## 12. 契約更新に関する事項

**需給契約の終了または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。**

## 13. 契約変更・解約に伴う費用

**お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に需給契約を解約する場合において、小売電気事業者が一般送配電事業者等から、託送供給等約款にもとづく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、小売電気事業者からの請求を踏まえた両社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を両社に支払うものとします。**

## 14. お客さまからの申し出による契約の解約

(1) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、新たな小売電気事業者へお申し込みください。

**(2) 引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめ電気の使用停止日を定めて、両社所定の方法(インターネット・書面等)によって、両社に通知していただきます。**

## 15. 両社からの契約の解除

両社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解除することがあります。

**(1) 支払期限日の翌々月末(支払期限日の翌々月末が休日の場合は、その直後の休日でない日とします。)を経過してもなお料金のお支払いがない場合**

**(2) 両社とその他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合**

(3) この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金以外の債務(違約金、工事費負担金等)について、お支払いがない場合

(4) 両社の媒介または代理を業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合

(5) 両社による需給契約の承諾の意思表示の後、口座振替やクレジットカード払いの申込内容に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申込手続きを完了できない場合

(6) 一般送配電事業者等により電気の供給を停止されたお客さまが両社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(7) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、またはその疑いがあると認められた場合

## 16. 約款の変更手続きについて

(1) 両社は、電気需給約款またはプラン約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、変更後の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の両社が適切と考える方法(以下「両社が適切と考える方法」といいます。)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、需給契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

(2) 電気需給約款またはプラン約款の変更に伴い、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約変更前の書面交付ならびに契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

○供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、両社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

○契約変更後の書面交付を行う場合には、両社が適切と考える方法により行い、両社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- (3)電気需給約款またはプラン約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

## 17. その他

- (1)両社は、取次業者としてお客さまと需給契約を締結しますが、実際の電気の供給は、小売電気事業者により行われます。
- (2)社と小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了する場合(両社の責めに帰すべき事由による場合で、小売電気事業者が自らお客さまと需給契約を締結することを希望した場合を除きます。)、両社が適切と考える方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3)両社と需給契約を締結される場合、お申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または両社以外の取次業者(以下、「旧事業者」という)との間で締結された小売供給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、両社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス(特典およびポイントサービス)等について、両社へのお申し込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。
- (4)現在の電力会社との契約で、既に免税措置、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される場合は、両社窓口までお問い合わせください。
- (5)両社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金支払債務その他の債務の支払い状況(既に消滅しているものを含み、両社および両社の媒介、代理を業として行う者その他の契約の料金支払債務その他の債務を支払期限日を経過して支払われない場合を含みます。)、その他両社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、お客さまの需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

### ○取次業者お問合せ先

名称:鳥取瓦斯株式会社

電話番号:0120-50-8820 9:00~19:00(土・日・祝は17:00まで)※12/31~1/3は除く

名称:鳥取瓦斯産業株式会社

電話番号:0120-50-8820 9:00~19:00(土・日・祝は17:00まで)※12/31~1/3は除く

### ○小売電気事業者お問合せ先

名称:株式会社とっとり市民電力 小売電気事業者登録番号:A0165

電話番号:0570-04-8844 平日 9:00~17:00(土・日・祝は除く)

## キャンペーンのご案内

### 電気料金ガスセット割引

本サービスは、両社が別途定める条件を満たす契約者の電気料金から、両社が別途定める金額を割引くサービスです。

<対象となる契約種別>

エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ、

エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ

### <適用条件>

以下の条件をすべて満たす方

- (1)お客さまが両社と「対象となる契約種別」の電気需給契約(以下、「電気契約」という)を締結している契約者であること、かつ、両社とガス小売供給契約もしくはLPガス販売契約(以下、これらを「ガス契約」という)を締結している契約者であること
- (2)お客さまの電気契約における需要場所が、原則として、お客さまのガス契約に基づきガスが供給(または販売)される場所の範囲内であること。なお、ガス契約における当該場所は、それぞれのガス契約の定めに従うものとします。上記の条件を満たす場合であっても、同一の需要場所において複数の電気契約があるときは、当該ガス契約1契約に対し、電気料金ガスセット割引の適用対象とする電気契約は1契約に限るものとし、適用対象とする電気契約は両社が指定します。

※LPガス販売契約のうち、メーターによる計量を行わない重量販売(質量販売)等に係る契約については、電気料金ガスセット割引の適用対象外とします。

※これらの適用条件にかかわらず、両社が別途認めた場合は、この限りではありません

#### <キャンペーン内容>

対象となる契約種別の月額サービス料金から毎月220円(税込)を割引きます。

#### <適用開始日>

電気料金ガスセット割引の適用開始日は、原則として電気料金ガスセット割引が付帯する電気契約の適用開始日とします。ただし、お客さまが既に電気契約を締結しており、その後新たにガス契約を締結した場合の電気料金ガスセット割引の適用開始日は、ガスの使用開始日以降、かつ、両社がお客さまからの電気料金ガスセット割引の適用を承諾した日以降に到来する、電気の計量日の前日が属する電気の使用期間の初日とします。

#### <解約金>

なし

#### <注意事項>

- (1) 割引対象月の電気料金の請求額が割引額に満たない場合、当該請求額を限度として割り引くものとし、割引額の残額を翌月以降に繰り越し、または現金等で返金することはいたしません。
- (2) 電気契約またはガス契約のいずれか一方、あるいは両方の契約が解約された場合、当該解約日を含む電気の使用期間(または請求月)をもって、電気料金ガスセット割引の適用を終了します。

#### クーリング・オフのお知らせ

お客さまが、特定商取引に関する法律における訪問販売または電話勧誘によりご契約された場合、契約締結後にご送付する書面を受領した日を含む8日間は、書面または電磁的記録によりお申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)をすることができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。なお、お申し込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との需給契約が解除されている場合、お客さまは新たな小売電気事業者と契約をしていただく必要があります。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては以下の通りお願いいたします。

- ☐ ホームページ (<https://www.enetopia.jp/form/personal>)
- ☐ ファックス番号(0857-28-8800)



680-0932 鳥取県鳥取市五反田町6

鳥取ガス株式会社：☎0570-04-8811 平日・休日問わず 9:00～19:00

鳥取ガス産業株式会社：☎0570-04-8822 平日・休日問わず 9:00～19:00

エネトピアでんきインフォメーションセンター：☎0120-50-8820 9:00～19:00(土・日・祝は17:00まで)  
※12/31～1/3は除く